

子供の非行に悩む 保護者からの相談

事例 10

16歳の娘がドラッグストアで化粧品を万引きして店員に見つかり、警察に通報された。娘は、友人たちのおしゃれをしたかったがお金がなかったと言う。

母子家庭で経済的に余裕がなかったのは事実だが、そこまで不便をさせているとは思わなかった。今回はお店側が被害届を提出しなかったことから逮捕はされなかったが、わが子が非行をしたことにひどくショックを受けている。今後、娘とどう接していくべきか。

相談者：母親

公的な相談先

A

法務少年支援センター 【法務省】

i 本人の年齢を問わず本人・家族・学校等からの相談・助言・研修等を実施する機関

- 心理・教育等の専門的知識及び技術を有するスタッフによる面接や検査に基づく非行の原因分析を踏まえた指導方法を提案してくれる機関として紹介。また、娘の心のケアも可能と伝えた。

B

警視庁少年センター

i 20歳未満の方、家族、学校関係者等からの相談に対応する機関

- 心理専門スタッフや警察職員による本人への指導・面接に加え、母親自身も娘への対応についてのアドバイスをもらったり、悩みも相談できる機関として紹介。

C

東京都若者総合 相談センター 若ナビα

i 若者のさまざまな悩みに対応する総合相談窓口

- 非行専門の相談員がおり、電話や面接だけでなく、LINEやメールでの相談も可能な機関として紹介。

参考

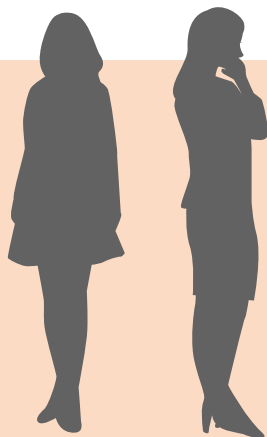
児童相談所(P.82参照)

i 原則18歳未満の子供に関するさまざまな相談を受け付ける専門機関

- 本人と面接相談ができるほか、心理司による相談も可能な機関として、母親に紹介した。また、メンタルフレンド等の支援ツールもあると伝えた。

支援の ポイント

- ✓ 子供の再非行を防ぐ
- ✓ 親子間の関係修復



相談内容

娘が万引きを繰り返さないよう
相談できる先はありませんか？

民間の相談先

D

特定非営利活動法人 非行克服支援センター

i 非行からの立ち直りを目指す子供と親の支援を行う団体

同じ経験を持つ
相談員に話を
聴いてほしい場
合はこちらへ

- わが子の非行を体験した親も相談員として在籍しているので、共感しながら相談に乗ってくれる団体として紹介。
- また、例会で同じ悩みを持つ他の家族と出会うことができることを伝えた。

E

特定非営利活動法人 日本子どもソーシャルワーク協会

i 非行からの立ち直りを目指す子供と親の支援を行う団体

就学・就労支援
など幅広い相談
をしたい場合は
こちらへ

- 本人向けの学習支援や就学・就労の相談だけでなく、保護者の相談も聞いてくれる団体として紹介。

※これらP.68、P.69の相談先は、保護者だけでなく、少年本人も利用することができます。



活用できる機関・団体や制度

① 法務少年支援センター【法務省】

概要	児童福祉機関、学校・教育機関、NPO等の民間団体などの青少年の健全育成に携わる関係機関・団体と連携を図りながら、地域における非行及び犯罪の防止に関する活動や健全育成に関する活動などに取り組んでいます。	
対象	本人(年齢不問)、家族・学校関係者、さまざまな支援に携わる方	
主な支援内容	一般の方や関係機関からの依頼に応じて、能力・性格の調査、問題行動の分析や指導方法の提案、子供や保護者に対する心理相談、事例検討会等への参加、研修・講演、法教育授業等の支援を心理学等の専門家がを行っています。	
連絡先等	東京法務少年支援センター 「ねりま青少年心理相談室」 「サテライト相談室」	☎03-3550-8802 [受付時間]月～金(祝日・年末年始を除く) 9:00～12:00、13:00～17:00 メール相談:ホームページのフォームから行ってください。 https://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei03_00036.html (「少年支援ねりま」で検索)
	東京西法務少年支援センター 「もくせいの杜心理相談室」	☎042-500-5295 [受付時間]月～金(祝日・年末年始を除く) 9:00～11:30、13:00～16:30 https://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei25_00001.html (「少年支援もくせい」で検索)

② 警視庁少年センター

概要	都内には、8か所の少年センターがあります。 少年・少女の非行などの問題でお悩みの方や、いじめや犯罪等の被害にあい、精神的ショックを受けている少年・少女のために、心理専門の職員等がご相談に応じます。	
対象	20歳未満の少年・少女とその保護者等	
主な支援内容	非行に限らず、友達関係、不登校、親子間でのトラブル、いじめ、犯罪等の被害、児童虐待、インターネットや携帯電話でのトラブルなども相談できます。	
連絡先等	少年センター	・大森少年センター ☎03-3763-0012 ・世田谷少年センター ☎03-3419-0019 ・新宿少年センター ☎03-3227-8335 ・巣鴨少年センター ☎03-3918-9214 ・台東少年センター ☎03-3828-1044 ・江戸川少年センター ☎03-3651-8567 ・立川少年センター ☎042-522-6938 ・八王子少年センター ☎042-679-1082 [受付時間]月～金 8:30～17:15
	ヤング・テレホン・コーナー	☎03-3580-4970(電話相談窓口) 24時間受け付けています(平日の8:30～17:15は、心理専門の職員及び警察官等が対応。夜間及び土・日・祝日は、宿直の警察官が対応)。
URL	https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/sodan/shonen/shonen.html (「少年センター」で検索)	

③ 東京都若者総合相談センター 若ナビα 事例1(P.26)参照

④ 特定非営利活動法人 非行克服支援センター

概要	子供の非行に悩む親たちを支えながら、子供の健全育成にかかわるさまざまな方々と共に、学習、交流、相談等の支援事業を行っています。また、非行からの立ち直りを目指す少年本人への相談・支援活動を行います。	
対象	子供の非行に悩む親や家族、及び非行からの立ち直りを目指す子供たち	
主な支援内容	電話相談	☎03-5348-7699 [受付時間]毎週火～木 14:00～19:30 ※相談料は、30分 2,500円(以後は30分ごとに2,500円ずつ加算)
	面接相談	予約電話番号:☎03-5348-6996 [受付時間]平日 13:00～ ※相談料は、1時間 5,000円(以後は30分ごとに2,500円ずつ加算)
URL	http://hikoukokuhuku.web.fc2.com/index.html (「非行克服」で検索)	

⑤ 特定非営利活動法人 日本子どもソーシャルワーク協会

概要	非行少年、親からの相談に対応しています。逮捕された少年に対しては、鑑別所での面会・親との面接・弁護士との打ち合わせ等、保護観察の間は就学就労相談・学習支援等を通して、少年の立ち直りに寄り添い続けます。	
対象	非行から立ち直ろうとしている少年並びにその保護者	
主な支援内容	非行少年の立ち直り支援事業(少年・親・弁護士等からの相談に、ソーシャルワーカーが対応します。) ・非行の期間:具体的な対応について検討・実施 ・審判までの期間:少年鑑別所への面会、親との面接、弁護士との打合せ、意見書の作成、審判への出席等 ・保護観察の期間:少年との面接、親との面接、就労・就学相談と同行支援、学習支援、医療に繋げる ・試験観察の期間:家庭裁判所の調査官と打ち合わせの上、少年との面接、親との面接、医療に繋げる ・少年院の期間:面会・手紙のやりとり、親との面接、退院後の居住先・就学・就労相談	
連絡先等	予約電話番号:☎03-5727-2133 [受付時間]月～金(祝日・年末年始を除く) 11:00～17:00 お問合せ・相談フォーム https://www.jcsw.jp/contact/ ※面接相談料は、1時間 4,400円(以後は30分ごとに2,200円ずつ加算) ※電話相談料は、30分 2,200円(以後は30分ごとに2,200円ずつ加算) ※審判・試験観察・保護観察等支援の料金は、ホームページをご確認ください(応相談)。	
URL	https://www.jcsw.jp/index.html (「子どもソーシャル」で検索)	

断らない入居支援、 ハウジングファーストの取り組み

(株) ふるさと代表取締役
(保護司) 秋山 雅彦

弊社は、浅草北部「山谷」を起点に、生活困窮者への支援活動を展開する「NPO 法人ふるさとの会」の不動産部門を分社化し、居住支援法人の指定を受け、路上生活からの脱却、社会的入院からの地域移行、刑事施設からの社会復帰支援など「住まい提供」に取り組んできました。

年間相談 166 件。入居につながった方は 78 件（生活保護受給者 26 件、高齢者 35 件、障害者 8 件、更生保護対象者 5 件、子育て世帯 4 件）が現状の実績となっております。



@「住所不定無職」

この言葉が当てはまる人のイメージは、罪を犯した人やホームレス状態の方などがすぐに思い浮かびます。事件報道では容疑者を表現するネガティブな印象の代名詞となっている感もあります。

@「ハウジングファースト」

住所不定無職について視点を転換して考えると、安定した住居や仕事、そして何らかのつながりやサポートがあれば犯罪被害や貧困を軽減することができるのではないのでしょうか。

そのような観点から「住まいは権利である」「まず、住まいを（ハウジングファースト）」の理念、例えばホームレス状態にある人は路上からすぐさまアパートに入居することができる居住支援が求められています。

しかし現状の社会的制約によって、その属性や目的別に収容あるいはケアをする施設を経て、「住むための準備が整った上で、住まいを提供する」というシステムが採用されています。

@「居住支援法人と社会的不動産の役割」

弊社は罪を犯した人をはじめ住まい確保に困難を抱える方に対して、基本的に「断わらない」入居支援、その後の見守りやサポートを行っていきたいと考えています。

そこで忘れがちなのが家主さんの存在です。居住支援を考えるうえで重要なプレイヤーでもある家主さんの不安を解消しなければ、住宅確保要配慮者が入居可能な住まいを増やすことはできません。

そのため弊社は「家主に寄り添う社会的不動産」をコンセプトに、賃貸経営に関する不安、例えば家賃滞納、ゴミ屋敷化、騒音の苦情や近隣トラブル対応などを家主さんに代わり、管理会社かつ居住支援法人として入居者に関わる社会資源の方々と連携のネットワークを作っています。

これらの実績から、56 もの個人・事業法人の家主さんより物件管理を任せていただいております。
(令和6年10月現在、81棟326戸)



before



after

@「空き家対策」と居住サポート住宅の供給

今後は、老朽アパートや空き家予備軍の戸建住宅などを再開発（リノベーション・リフォーム）して、アフォーダブル住宅の供給や、令和7年度に施行される「居住安定援助賃貸住宅（居住サポート住宅）」認定にもつなげていきたいと考えています。

自然災害も激甚化しており、生活基盤でもある「居住」の脆弱性が顕著となってきています。既存の建物を再利用した「住まい提供」にも挑戦していきたいと思います。